平成２２年（フ）第１８６６号
広島県山県郡安芸太田町大字穴737番地２
破産者　栗栖　良実
１　決定年月日　平成23年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―416号
破産者　宮島　美穂（旧姓陶山・澤矢）
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８７号
札幌市豊平区月寒東２条17丁目４番28―103号
破産者　和泉　峰雄
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０号
北海道紋別郡滝上町字サクルー原野基線14番地
破産者　大原　信子
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
北海道旭川市永山６条６丁目10番12号
破産者　大谷　義隆
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２５号
岩手県紫波郡紫波町桜町字上野沢39番地26、開始決定時の住所岩手県紫波郡紫波町平沢字松田３―１　レオパレス大地106
破産者　熊谷　信子
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３３２号
秋田市東通６丁目17番６号　コーポ仁部１階２号
破産者　佐藤　繁和
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４４号
秋田市保戸野桜町５―17―304号、住民票上の住所秋田市寺内字イサノ64番地１
破産者　佐藤　昭男
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４５号
秋田市寺内字イサノ117番地１
破産者　鶴山　保志
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１９号
秋田県潟上市天王字上江川47番地198
破産者　斎藤　登世
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２０号
秋田県潟上市天王字上江川47番地198
破産者　斎藤　敏子
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
秋田市中通１丁目３番43号　ドエル一丁中通201号
破産者　清水千和子（旧姓土田）
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６号
山形県米沢市大字花沢６番地の２　石山第三アパート２号室
破産者　庄司　徳弘
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４６号
群馬県利根郡みなかみ町上津292番地
破産者　原田　輝美
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
千葉県山武郡大網白里町みやこ野１丁目４番地１　アイディーコート大網103号
破産者　森光　幸夫
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８８号
千葉県山武郡大網白里町みやこ野１丁目４番地１　アイディーコート大網103号
破産者　森光　久子
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７５８号
横浜市金沢区富岡東６丁目30番Ｆ―504号
破産者　高橋　久光
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３４号
相模原市緑区町屋２丁目４番３号　フレグランス城山101、前住所川崎市麻生区片平２丁目13番16―212号
破産者　原谷　裕子（旧姓市木）
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４８号
川崎市麻生区金程２丁目11番４－１号
破産者　木下　竜也
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
長野県長野市稲葉1687―18、住民票上の住所川崎市高津区久末2039番地　グランメール久末102
破産者　田中　国雄
１　決定年月日　平成23年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係